

社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会  
車いす貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する車いすの貸出し事業について必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、原則介護保険における要介護及び要支援の認定を受けたものは除く。

- (1) 守山区内に在住するもの
- (2) 守山区内に在勤・在学のもの
- (3) その他、本会の会長が特に必要と認めた者

(使用目的)

第3条 車いすの使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 傷病の治療等一時的に車いすを必要とする場合
- (2) 車いす体験学習を実施する場合
- (3) その他本会の会長が特に必要と認めた場合

(申し込み)

第4条

- (1) 貸出を受けようとする者は、使用する日の3ヶ月前から来所、電話及びFAXのいずれかにて申し込むことができる。この場合、申し込みを受けた日から貸出日までに「車いす利用申込書」(第1号様式)を本会へ提出するものとする。
- (2) 貸出日までに提出がない場合は、申し込みを無効とする。

(貸出及び返却)

第5条

- (1) 貸出及び返却の受付場所は、名古屋市守山区小幡南 1-24-10 アクロス小幡ビル2階本会事務室とする。
- (2) 貸出期間は原則、1週間以内とする。ただし、引き続き使用を希望するときは、他の貸出予約がない場合に限り、貸出期間中にその旨を申請することにより、1週間を限度に貸出延長ができるものとする。ただし、貸出期間について、会長が認めた場合においてはこの限りではない。
- (3) 貸出を受けたものは、貸出期間内に本会事務室へ返却するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(転貸の禁止)

第7条 貸出を受けた者は、他人に転貸してはならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(貸出の停止)

第8条 貸出期間を経過しても車いすを返却しなかった者に対して、以後、一定期間貸出を停止することができる。

(事故)

第9条 貸出を受けた者は、車いすの使用方法を守り事故のないよう努める。また、万が一事故等が発生した場合、本会は一切その責任を負わない。

(弁償)

第10条

(1) 貸出を受けた者は、故意により、車いすを著しく汚したり、損壊、紛失した場合、会長の指示するところに従って、現品または相当の代金で弁償するものとする。

(2) 貸出期間経過後、本会が車いすの返却を求めてもなお返却しないときは、車いすを紛失したものとみなし、前号の規程を適用する。

(事務処理)

第11条 貸出しをした場合、「車いすのご利用について」(第2号様式)に貸出期間等を記入して申込者へ渡し、「車いす貸出予約簿」(別紙様式)に貸出期間を記載する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。